

四半期報告書

(第40期第1四半期)

大東建託株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月7日
【四半期会計期間】	第40期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)
【会社名】	大東建託株式会社
【英訳名】	DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 熊切 直美
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	(03) 6718-9111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 中田 修二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	(03) 6718-9111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 中田 修二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第1四半期 連結累計期間	第40期 第1四半期 連結累計期間	第39期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	244,648	286,499	1,152,413
経常利益 (百万円)	10,072	22,820	85,539
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,829	14,023	51,674
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,053	16,591	56,955
純資産額 (百万円)	148,741	190,582	186,592
総資産額 (百万円)	515,561	572,410	617,738
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	73.27	176.05	648.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	73.21	175.99	648.28
自己資本比率 (%)	29.99	34.02	30.96
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△40,190	△37,999	87,839
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,994	△2,449	△10,363
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△14,150	△16,507	△36,205
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	163,703	208,818	264,191

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 純資産額には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式が「自己株式」として計上されております。一方、1株当たり四半期(当期)純利益金額、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額及び自己資本比率については、上記の当社株式を自己株式とみなしておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した見通し、予想、方針等の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しており、実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご注意ください。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、金融緩和策・経済対策への期待感から5月下旬に調整し下落したものの円安・株高が進行し、企業収益や個人消費の一部に回復の兆しがみられました。雇用・所得環境は足踏み状態が続いていますが景気は緩やかに持ち直してきています。

住宅業界では、4～6月の住宅着工戸数が前年同期比11.8%増加となりました。住宅ローン金利の先高感や消費税増税による価格上昇から駆け込み需要が本格化しつつあります。

当社グループが主力とする賃貸住宅分野については、4～6月の賃貸住宅着工戸数は前年同期比10.8%増加となりました。相続税法改正を背景とした土地所有者の賃貸住宅建設需要は引き続き底堅く推移しております。更に大都市エリアの古い持ち家所有者の相続対策としての「自宅付き賃貸住宅への建て替え」ニーズも高まりをみせ始めています。

一方、所得の伸び悩みなどによって、若年層の持ち家比率は低下傾向にあり、今後も賃貸住宅の入居者需要は活発に推移するものと見込まれます。また近年入居者ニーズは多様化してきており、賃貸仲介・賃貸管理の企業には、良質な賃貸住宅の供給に加えて、入居利便性や暮らしの快適性・安全性など付加価値の高いサービスが求められています。

また住宅需要が旺盛な中、東日本大震災の復興需要を起因とした国内建設需要は引き続き活発であり、建設労働者の需給も逼迫した状況が続いています。

(当第1四半期連結累計期間の概況)

当社グループの連結業績は、売上高につきましては、2,864億99百万円（前年同四半期連結累計期間比17.1%増）、利益面では、営業利益220億13百万円（前年同四半期連結累計期間比130.1%増）、経常利益228億20百万円（前年同四半期連結累計期間比126.6%増）、四半期純利益140億23百万円（前年同四半期連結累計期間比140.6%増）となりました。

受注工事高

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結累計期間		当第1四半期 連結累計期間		(前期増減率)
	金額	構成比	金額	構成比	
建設事業					
居住用	148,225	99.1%	127,923	99.2%	△13.7%
賃貸住宅	147,070	98.3%	127,489	98.9%	△13.3%
戸建住宅	1,155	0.8%	433	0.3%	△62.5%
事業用	575	0.4%	289	0.2%	△49.7%
その他	759	0.5%	721	0.6%	△5.1%
小計	149,561	100.0%	128,933	100.0%	△13.8%
不動産事業					
営繕工事高	7,117	—	7,103	—	△0.2%
合計	156,678	—	136,036	—	△13.2%

完成工事高

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結累計期間		当第1四半期 連結累計期間		(前期増減率)
	金額	構成比	金額	構成比	
建設事業					
居住用	81,527	98.7%	111,805	99.3%	37.1%
賃貸住宅	80,891	98.0%	111,366	98.9%	37.7%
戸建住宅	636	0.7%	439	0.4%	△31.0%
事業用	148	0.2%	234	0.2%	57.8%
その他	893	1.1%	572	0.5%	△35.9%
小計	82,570	100.0%	112,613	100.0%	36.4%
不動産事業					
営繕工事高	7,758	—	7,550	—	△2.7%
合計	90,328	—	120,163	—	33.0%

受注工事残高

(単位：百万円)

	前第1四半期 連結会計期間末		当第1四半期 連結会計期間末		(前期増減率)
	金額	構成比	金額	構成比	
建設事業					
居住用	653,253	99.2%	737,411	99.3%	12.9%
賃貸住宅	649,441	98.6%	732,613	98.6%	12.8%
戸建住宅	3,811	0.6%	4,797	0.7%	25.9%
事業用	2,456	0.4%	2,454	0.3%	△0.1%
その他	2,850	0.4%	3,043	0.4%	6.8%
小計	658,560	100.0%	742,909	100.0%	12.8%
不動産事業					
営繕工事高	4,368	—	4,242	—	△2.9%
合計	662,929	—	747,151	—	12.7%

セグメントごとの業績の状況は、以下のとおりです。

① 建設事業

完成工事高につきましては、豊富な受注工事残高を背景に順調に工事進捗を図れたことにより、前年同期比36.4%増の1,126億13百万円となりました。完成工事総利益率につきましては、前年同期比0.7ポイント低下の33.8%となりました。

② 不動産事業

不動産事業売上高につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加に伴い、借上会社である大東建物管理株式会社の家賃収入が増加したこと等から、前年同期比7.1%増の1,651億58百万円となりました。

当社単体での入居者斡旋件数は前年同期比11.8%増の52,983件となりました。当第1四半期連結会計期間末の居住用入居率は前年同期比0.2ポイント低下の95.9%、事業用入居率は前年同期比1.1ポイント上昇の95.8%となりました。

③ 金融事業

金融事業の売上高につきましては、前年同四半期連結累計期間比5.0%増の11億4百万円となりました。

④ その他

その他の売上高につきましては、株式会社ガスパルのLPガス供給戸数の増加や、介護が必要な高齢者のためのデイサービスを提供するケアパートナー株式会社の施設利用者数の増加などにより、前年同期比12.3%増の76億23百万円となりました。

受注工事高につきましては、前年同四半期連結累計期間比13.8%減の1,289億33百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結累計期間において現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比553億73百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末の残高は2,088億18百万円となりました。当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、379億99百万円の使用（前年同四半期連結累計期間は401億90百万円の使用）となりました。主な獲得要因は、税金等調整前四半期純利益の計上227億98百万円（前年同四半期連結累計期間は税金等調整前四半期純利益98億76百万円）及び一括借上修繕引当金の増加額27億99百万円です。一方、主な使用要因は、法人税等の支払額259億90百万円、仕入債務の減少額139億9百万円、賞与引当金の減少額111億76百万円、売上債権の増加額56億58百万円及び未成工事支出金の増加額37億39百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、24億49百万円の使用（前年同四半期連結累計期間は39億94百万円の使用）となりました。主な使用要因は、有形固定資産の取得による支出26億39百万円です。

財務活動によるキャッシュ・フローは、165億7百万円の使用（前年同四半期連結累計期間は141億50百万円の使用）となりました。これは主に配当金の支払131億43百万円及び長期借入金の返済による支出37億61百万円があったことによるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は1億85百万円です。なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	329,541,100
計	329,541,100

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	80,610,279	80,610,279	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	80,610,279	80,610,279	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 大東建託株式会社第2-A回新株予約権

決議年月日	平成25年5月21日
新株予約権の数	79個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,900株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年6月18日から平成55年6月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日の場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 上記(1)、(2)に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記(注)5.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社

の株主総会で承認された場合、（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

(4) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. 及び2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 大東建託株式会社第2-B回新株予約権

決議年月日	平成25年5月21日
新株予約権の数	143個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	14,300株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年6月18日から平成33年6月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

2. 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- (3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同

じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1.及び2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	80,610,279	—	29,060	—	34,540

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができません。従って、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 951,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,477,600	794,776	—
単元未満株式	普通株式 180,779	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	80,610,279	—	—
総株主の議決権	—	794,776	—

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、すべて当社保有の自己株式です。

2. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄には、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。

3. 「完全議決権株式(その他)」株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式1,300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 大東建託株式会社	港区港南二丁目16-1	951,900	—	951,900	1.18
計	—	951,900	—	951,900	1.18

(注) 従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	264,191	208,818
受取手形・完成工事未収入金等	33,103	38,770
有価証券	10,324	10,467
未成工事支出金	8,042	11,782
その他のたな卸資産	3,848	4,823
前払費用	50,386	51,962
繰延税金資産	15,137	9,644
営業貸付金	42,590	42,353
その他	8,465	9,484
貸倒引当金	△314	△334
流動資産合計	435,777	387,773
固定資産		
有形固定資産	81,522	83,662
無形固定資産	1,690	1,850
投資その他の資産		
投資有価証券	18,084	16,058
劣後債及び劣後信託受益権	※1 12,881	※1 12,878
その他	70,638	73,059
貸倒引当金	※1 △2,856	※1 △2,873
投資その他の資産合計	98,747	99,123
固定資産合計	181,960	184,637
資産合計	617,738	572,410

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	44,230	30,323
短期借入金	300	300
1年内返済予定の長期借入金	14,974	14,938
未払法人税等	25,975	4,513
未成工事受入金	40,973	38,107
前受金	29,263	28,665
賞与引当金	16,223	5,047
預り金	6,919	10,887
その他	34,307	33,945
流動負債合計	213,166	166,729
固定負債		
長期借入金	95,524	91,798
退職給付引当金	9,295	9,660
一括借上修繕引当金	36,995	39,794
長期預り保証金	69,199	66,769
その他	6,963	7,075
固定負債合計	217,978	215,098
負債合計	431,145	381,828
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,060	29,060
資本剰余金	34,540	34,549
利益剰余金	140,702	141,583
自己株式	△11,559	△11,097
株主資本合計	192,744	194,096
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,419	4,092
繰延ヘッジ損益	—	△22
土地再評価差額金	△4,881	△4,881
為替換算調整勘定	△6,314	△4,365
その他の包括利益累計額合計	△7,775	△5,177
新株予約権	73	163
少数株主持分	1,550	1,500
純資産合計	186,592	190,582
負債純資産合計	617,738	572,410

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高		
完成工事高	82,570	112,613
不動産事業売上高	154,235	165,158
その他の事業売上高	7,842	8,727
売上高合計	244,648	286,499
売上原価		
完成工事原価	54,093	74,599
不動産事業売上原価	144,310	153,131
その他の事業売上原価	5,201	5,695
売上原価合計	203,605	233,425
売上総利益		
完成工事総利益	28,476	38,013
不動産事業総利益	9,925	12,027
その他の事業総利益	2,640	3,032
売上総利益合計	41,042	53,073
販売費及び一般管理費	31,474	31,060
営業利益	9,568	22,013
営業外収益		
受取利息	155	182
受取配当金	73	84
受取手数料	511	677
雑収入	281	320
営業外収益合計	1,021	1,264
営業外費用		
支払利息	309	254
投資有価証券評価損	50	17
貸倒引当金繰入額	13	27
雑支出	144	156
営業外費用合計	517	456
経常利益	10,072	22,820
特別利益		
新株予約権戻入益	1	—
特別利益合計	1	—
特別損失		
固定資産除売却損	31	22
投資有価証券評価損	165	—
特別損失合計	197	22
税金等調整前四半期純利益	9,876	22,798
法人税、住民税及び事業税	3,249	4,527
法人税等調整額	793	4,278
法人税等合計	4,043	8,806
少数株主損益調整前四半期純利益	5,833	13,992
少数株主利益又は少数株主損失(△)	3	△31
四半期純利益	5,829	14,023

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,833	13,992
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△109	672
繰延ヘッジ損益	0	△22
為替換算調整勘定	1,330	1,949
その他の包括利益合計	1,220	2,598
四半期包括利益	7,053	16,591
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,049	16,622
少数株主に係る四半期包括利益	3	△31

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	9,876	22,798
減価償却費	738	829
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△26	36
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△10,294	△11,176
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,209	364
一括借上修繕引当金の増減額 (△は減少)	2,575	2,799
受取利息及び受取配当金	△228	△266
支払利息	309	254
有価証券及び投資有価証券評価損益 (△は益)	214	13
売上債権の増減額 (△は増加)	2,473	△5,658
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△3,528	△3,739
その他のたな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,861	△973
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,016	△982
営業貸付金の増減額 (△は増加)	3,831	236
仕入債務の増減額 (△は減少)	△17,421	△13,909
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	2,792	△2,865
前受金の増減額 (△は減少)	△836	△597
長期預り保証金の増減額 (△は減少)	△263	△2,430
その他	1,016	3,242
小計	△12,858	△12,024
利息及び配当金の受取額	202	271
利息の支払額	△309	△256
法人税等の支払額	△27,224	△25,990
営業活動によるキャッシュ・フロー	△40,190	△37,999
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却及び償還による収入	—	2,915
有形固定資産の取得による支出	△123	△2,639
投資有価証券の取得による支出	△3,600	—
その他	△270	△2,724
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,994	△2,449
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△3,689	△3,761
自己株式の処分による収入	1,512	515
自己株式の取得による支出	△5	△18
配当金の支払額	△11,844	△13,143
少数株主への配当金の支払額	△51	△18
その他	△72	△80
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,150	△16,507
現金及び現金同等物に係る換算差額	944	1,582
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△57,390	△55,373
現金及び現金同等物の期首残高	221,093	264,191
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 163,703	※ 208,818

【注記事項】

(追加情報)

(従業員持株E S O P信託及び株式給付信託における会計処理方法)

当社は、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに当社の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ること並びに株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「従業員持株E S O P信託」及び「株式給付信託」を設定しております。

これらの信託に関する会計処理については、経済的実態を重視し、当社とこれらの信託は一体であるとする会計処理を行っております。このため、これらの信託が所有する当社株式は、四半期連結貸借対照表において株主資本の控除科目の「自己株式」として表示しております。

なお、これらの信託が所有する当社株式は、会社法上の自己株式に該当せず、議決権や配当請求権など通常の株式と同様の権利を有しております。また、会社法第461条第2項の分配可能額の計算に際して、会社法上の自己株式は控除されますが、これらの信託が所有する当社株式は控除されません。

平成25年6月30日現在において従業員持株E S O P信託が所有する当社株式数は401,700株（四半期連結貸借対照表計上額2,873百万円）、株式給付信託が所有する当社株式数は410,599株（四半期連結貸借対照表計上額2,945百万円）であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 劣後債等

当社は賃貸用共同住宅の建築を注文される顧客のために、金融機関等と連携して、金融機関等が設立した特別目的事業体（S P E）を利用する証券化を前提としたアパートローンを斡旋しております。

顧客が当該アパートローンを利用する場合には、当社は当該金融機関等との協定により、当該S P Eの発行する劣後債又は劣後信託受益権を購入することとなり、その購入状況等は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
劣後債及び劣後信託受益権	12,881百万円	12,878百万円
貸倒引当金	△1,167百万円	△1,099百万円
劣後債及び劣後信託受益権 の保有割合	6.17%	6.17%
償還期限	2034年11月～2043年2月	2034年11月～2043年2月
S P Eの貸付債権残高	114,958百万円	108,449百万円
S P Eの社債又は信託受益権残高	119,029百万円	112,314百万円
S P Eの数	10	10

劣後債及び劣後信託受益権の保有割合は、当初発行総額に対する当社残高の割合です。

2. 保証債務

顧客（施主）の金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
花巻信用金庫	73百万円	73百万円

連結子会社である株式会社ジュシー情報センターは、賃借人と『保証委託契約』を締結し、同時に賃貸人と『賃貸保証契約』を締結して契約上家賃の48ヶ月分相当額を上限として家賃保証をしております。

『賃貸保証契約』では賃借人が家賃を3ヶ月分以上支払遅延した場合、賃貸人は賃借人との賃貸借契約を解除する契約になっているため、支払遅延時から契約解除時までの家賃3ヶ月分相当額を保証債務として記載しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
上記『賃貸保証契約』に基づく 保証債務額	263百万円	249百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
現金預金勘定	163,703百万円	208,818百万円
現金及び現金同等物	163,703百万円	208,818百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	11,844	149	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	13,143	165	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I. 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	建設事業	不動産事業	金融事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	82,570	154,235	1,051	237,857	6,790	244,648	—	244,648
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11	207	0	219	711	931	△931	—
計	82,582	154,443	1,051	238,077	7,502	245,579	△931	244,648
セグメント利益	7,043	2,782	433	10,259	1,014	11,273	△1,705	9,568

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△1,705百万円には、セグメント間取引消去116百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,822百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の総務部等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II. 当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	建設事業	不動産事業	金融事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	112,613	165,158	1,104	278,875	7,623	286,499	—	286,499
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	241	0	244	879	1,124	△1,124	—
計	112,615	165,399	1,104	279,120	8,503	287,623	△1,124	286,499
セグメント利益	18,098	4,510	512	23,122	1,193	24,316	△2,302	22,013

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LPガス供給事業、高齢者介護事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△2,302百万円には、セグメント間取引消去93百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,396百万円が含まれております。全社費用は主に親会社本社の人事総務部等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	73円 27銭	176円 05銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,829	14,023
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,829	14,023
普通株式の期中平均株式数(株)	79,556,274	79,657,475
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	73円 21銭	175円 99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	69,576	27,514
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たって、従業員持株E S O P信託及び株式給付信託が所有する当社株式数は、自己保有株式ではないため、自己株式数に含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月7日

大東建託株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊地 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大東建託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月7日
【会社名】	大東建託株式会社
【英訳名】	DAITO TRUST CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 熊切 直美
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 中田 修二
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員熊切直美及び当社最高財務責任者取締役常務執行役員経営管理本部長中田修二は、当社の第40期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。